

義務教育施策の充実に関する重点提言

義務教育施策の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小中学校の整備費について、都市自治体が新增築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

2. 中核市等への教職員人事権等の移譲

(1) 公立小中学校及び義務教育学校の教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。

(2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開できるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学級編制及び教職員定数の標準について一層の見直しを図るとともに、所要の税財源措置を講じること。

特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。

4. 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うこと。

また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制の充実を図ること。

さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別

支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じること。

5. 外国人児童生徒が小・中学校に編入する前に学校教育において必要な生活指導や日本語指導を行うため、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の充実を図り、都市自治体が行う初期適応指導教室（プレクラス）の取組等に対する支援を更に充実すること。

また、日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒が急増している現状を踏まえ、早急に教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員等の配置を充実させるため、人材確保等に必要な支援及び財政措置の拡充を図ること。

特に、夜間中学校においては帰国・外国人生徒が大半を占めることから、日本語指導を含めた幅広い教育ニーズに対応するため、教職員の加配措置を講じること。

6. 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。

7. G I G Aスクール構想の実現について

(1) ネットワーク環境整備について

- 1) 公立小・中学校等のネットワーク環境整備については、多くの都市自治体において申請額と交付決定額が大きく乖離する状況が生じていることから、実態を精査のうえ、国の基準単価の見直しを行うこと。

また、補助要件の緩和及び手続の簡素化を図ること。

- 2) ネットワーク環境整備を計画的に行うことができるよう、予算の繰越等、柔軟な対応を認められたいこと。
- 3) インターネット回線の整備及び通信費に対する財政措置を講じること。

特に、既にL T E対応のタブレット端末を整備済みの場合や、校舎の建替え・統廃合が見込まれる場合、費用対効果の面から無線L A N方式による環境整備は困難であることから、L T E方式についても対象とすること。

また、回線事業者に対し、G I G Aスクール構想のための高速かつ割安なプラン等の提示及び工期の短縮について協力を要請すること。

4) 可動式の電源キャビネットの整備に関する財政措置を講じること。

また、電源キャビネット等の必要機材を期間内に調達できるよう、機器メーカー等の事業者に対し十分な数量の確保について協力を要請すること。

(2) 端末整備について

1) 公立小・中学校等の端末整備については、端末の保守、初期設定、予備端末に係る費用についても補助対象とされたいこと。これに伴い、端末購入等に係る上限4.5万円の補助単価を引き上げること。

2) 都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等の導入に係る経費について財政支援を講じるとともに、国において無償の学習用ソフトウェアの充実を図ること。

3) センターサーバー等の導入・増強・維持に関する財政支援を講じること。

4) 安価で高性能な端末の提示について引き続きメーカーに協力を要請すること。

(3) I C T教育人材の配置の充実等について

1) I C T支援員については、公立小・中学校等4校に1人とされている配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。また、地域によっては人材確保が困難であることから、国においてI C T関連事業者に協力を要請する等により人材を確保すること。

2) I C T活用教育アドバイザーについては、各都道府県に1人配置するとされているが、更なる増員を図ること。

3) I C T活用に関する教員研修等に要する費用について、必要な財政措置を講じること。

(4) 国と地方の連携について

1) 具体的な機器や活用事例など、都市自治体がG I G Aスクール構想を実現するために必要な情報を引き続き迅速かつ適切に提供すること。

2) G I G Aスクール構想の実現のためには、地域の実情に応じた支援制度を構築する必要があることから、国・都道府県・市町村が緊密に意見交換できる体制を構築すること。

(5) ICT環境の維持・改善等に係る財政措置について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後における学校のICT環境の維持・改善に必要な経費については、交付・不交付団体を問わず、すべての団体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して講じること。

特に、端末については、紙の教科書と同一の内容である学習者用デジタル教科書と一体となるものであり、現在、全額国費で負担している紙の教科書と同様、全額国費負担とされたいこと。